(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高山市上切町一七〇九番三から同市上切町九七五番一まで	前	二三・五〇～七六五・〇〇メートル
	後	〇・一二二キロメートル
	前	三九・〇〇～八一五・〇〇メートル
	後	〇・一二二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十八日から二週間中部地方整備局及び同局高山国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　百五十八号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
高山市上切町一八二六番一から同市上切町九七五番一まで	〇・〇〇～三二三・〇〇メートル
	〇・二三二キロメートル

四　指定する期日　平成二十五年四月十八日

○中部地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十八号	高山市上切町一八二六番一から同市上切町九七五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局高山国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月十八日

○中部地方整備局告示第百九号

矢作川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、国土交通省中部地方整備局及び同局矢作ダム管理所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

次の図面（第二十二号図から第二十九号図まで）の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

（図面省略）

○中部地方整備局告示第百十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録番号

中部地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人愛知県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	山内　博之
変更後	山田　貴子、荒木　悟

(2)　変更年月日

平成二十五年四月十五日

○中部地方整備局告示第百十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録番号

中部地方整備局長　10

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ＣＩ東海

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	永田　研

(2)　変更年月日

平成二十五年四月二十日

○四国地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号及び四百四十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町露峰乙一五三番一から同町露峰乙一一〇番一まで	前	一五・九二～二七・六七メートル
	後	二六・四四～四二・一七キロメートル
愛媛県上浮穴郡久万高原町大川四四五八番地先から同町大川四五一七番地先まで	前	〇・〇七八～〇・〇七九
	後	一六・三四～二三・九五メートル
		一六・三四～五五・六五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○沖縄総合事務局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十八日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十八号	沖縄県中頭郡読谷村字座喜味石根原一二五六番一から同村字喜名木根原二三四六番九まで	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月十八日